

所 管 事 項 調 査

目 次

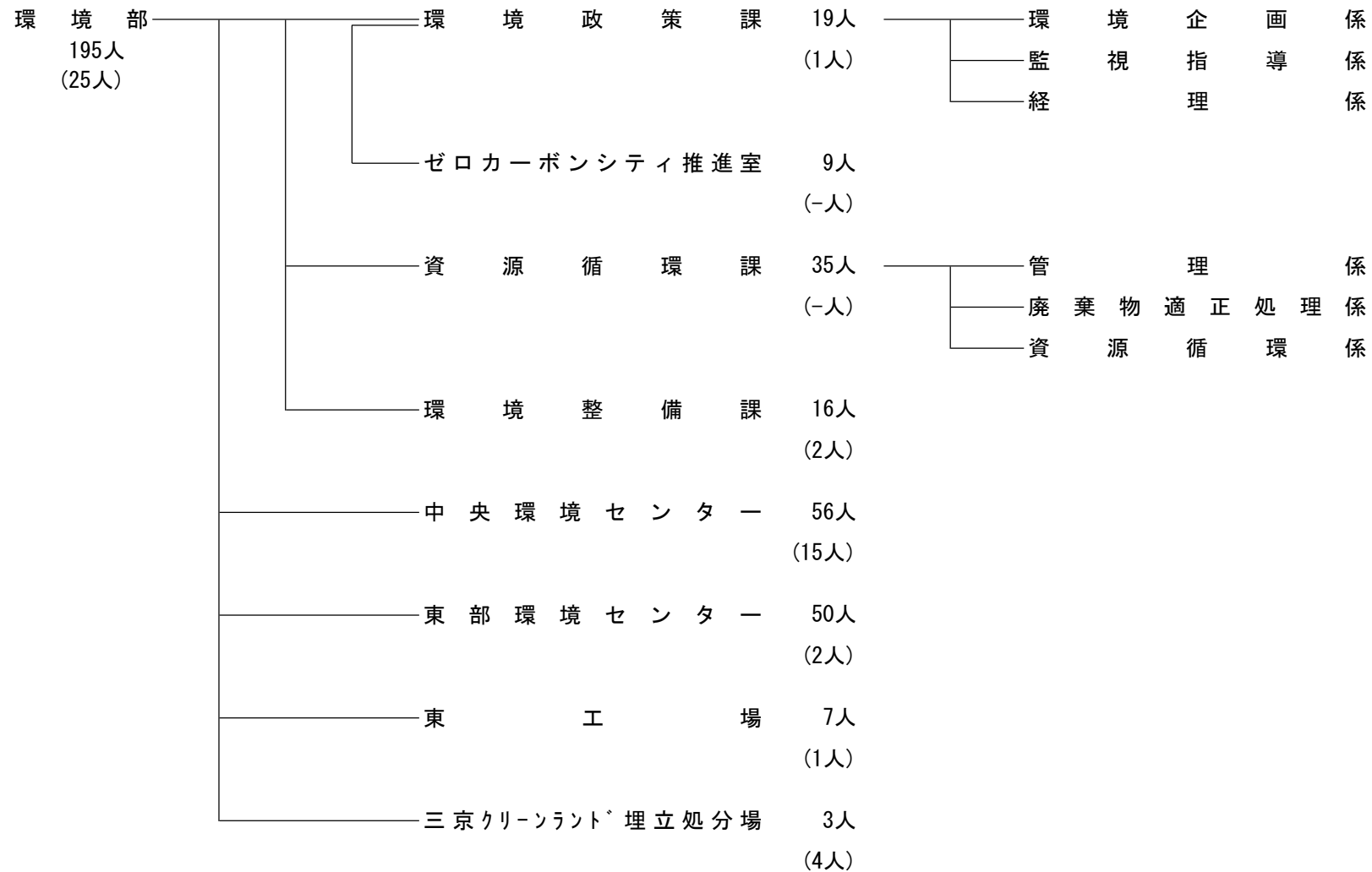
- 1 分掌事務及び事務の現況等について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～ 6
- 2 リチウムイオン充電電池拠点回収のモデル事業実施について・・・・ P 7～ 8
- 3 三方山処分場の水質検査に係る環境基準値超過について・・・・・・ P 9～12
- 4 基本構想・基本計画等作成調について・・・・・・・・・・・・・・ 別冊

環 境 部
令和7年6月

1 分掌事務及び事務の現況等について

(1) 機構表

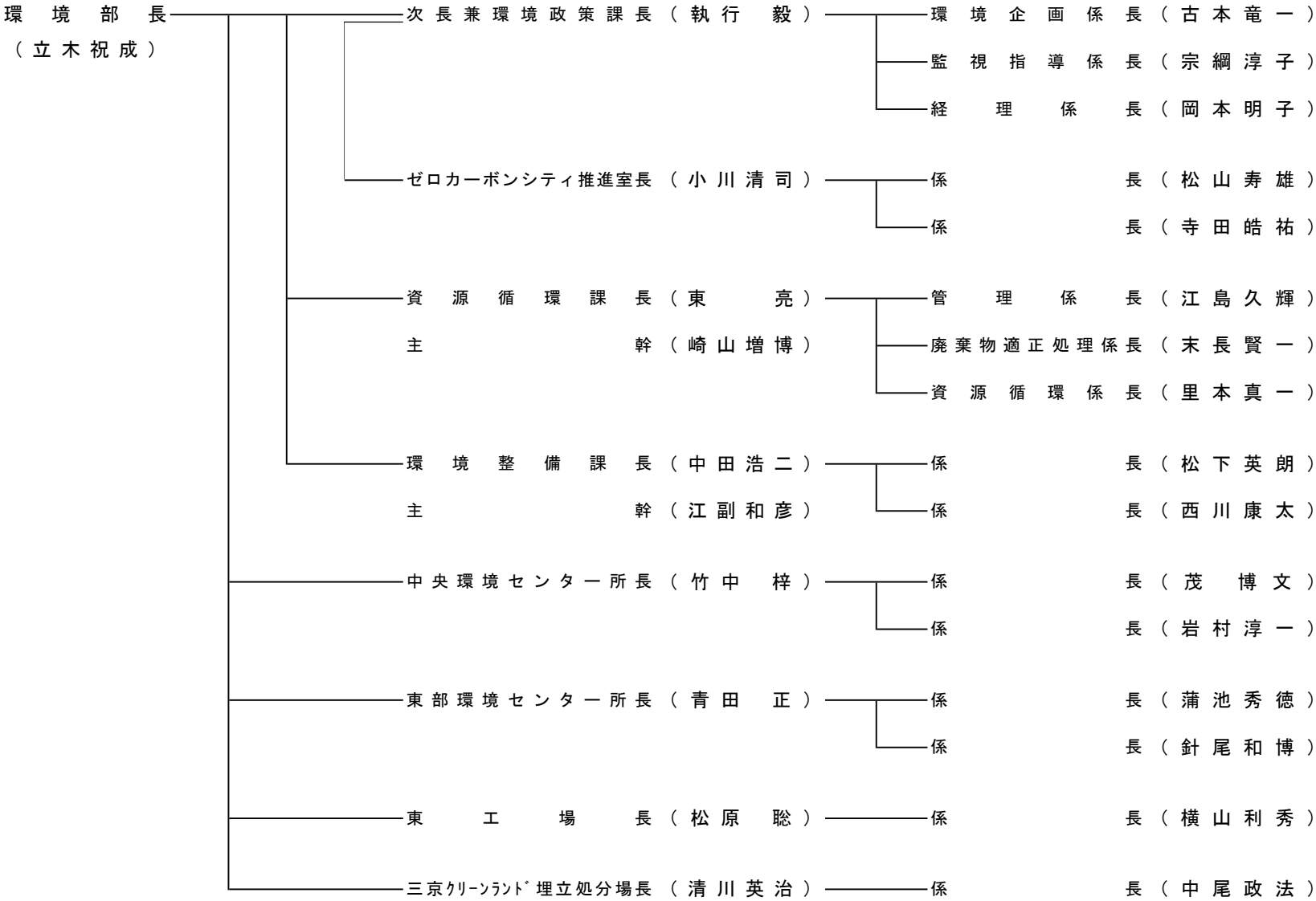
(令和7年4月1日現在)



※職員数・・・上段は正規職員、下段括弧書きは再任用職員

(2) 補職者一覧

(令和7年4月1日現在)



(3) 職員数(現員数)

(令和7年4月1日現在)

(単位:人)

所属名等		職種名等	事務 職	技術 職	清掃 指導員	整備 管理者	運 転 士	車両 整備士	環境 整備士	施設 整備士	小 計	再 任 用 職 員	合 計
環境 政策 課	部	長	1								19	1	20
	課	長	1										
	環 境 企 画	係	5										
	監 視 指 導	係	1	6									
	経 理	係	5										
ゼ 口 カ ー ボ ン シ テ イ 推 進 室			5	4							9	-	9
資源 循環 課	課	長	1								35	-	35
	主	幹	1										
	管 理	係	7										
	廃 棄 物 適 正 処 理	係	5	3	10								
	資 源 循 環	係	8										
環境 整備 課	課	長		1							16	2	18
	主	幹	1										
	課	員	2	11						1			
中 央 環 境 セ ン タ ー			3		8		10	1	34		56	15	71
東 部 環 境 セ ン タ ー			3		6	1	10		30		50	2	52
東 エ 場			1	6							7	1	8
三 京 ク リ ー ン ラ ン ド 埋 立 処 分 場			1	1						1	3	4	7
合 計			51	32	24	1	20	1	64	2	195	25	220

(4) 事務分掌

ア 本庁機関

所属名	内 容
環 境 政 策 課	1 部の統括に関すること。 2 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。 3 部の所管に係る予算の経理に関すること。 4 環境行政に係る総合調整に関すること。 5 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 6 部の所管に係る労働安全衛生業務の管理に関すること。 7 環境基本計画に関すること。 8 地球環境の保全に関すること。 9 環境教育、環境学習等に関すること。 10 環境影響事前評価に関すること。 11 環境の保全に係る相談に関すること。 12 環境の汚染に関する監視、測定(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関すること。 13 環境の保全のための規制、指導(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関すること。 14 自然環境の保全と共生に関すること。 15 愛玩飼養のための鳥獣捕獲許可及び飼養登録に関すること。 16 浄化槽に関すること。 17 化製場、畜舎等に関すること。 18 ねずみ族及び衛生害虫の駆除等の相談に関すること。 19 環境センター、東工場及び三京クリーンランド埋立処分場との連絡調整に関すること。 20 清掃審議会及び環境審議会に関すること。 21 一般財団法人クリーンながさき及び株式会社ながさきサステナエナジーとの連絡調整に関すること。 22 ゼロカーボンシティ推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関すること。 23 部内事務の連絡調整に関すること。
ゼ ロ カ ー ボ ン シ テ ィ 推 進 室	1 ゼロカーボンシティの推進に関すること。 2 地球温暖化対策実行計画に関すること。 3 エネルギー政策の総括に関すること。 4 環境マネジメントシステムの市民及び事業者への啓発及び普及に関すること。 5 長崎市役所の環境マネジメントシステムの推進に関すること。

所属名	内 容
資 源 循 環 課	1 清掃思想の普及及び啓発に関する事。 2 リサイクル思想の普及及び啓発に関する事。 3 ごみの減量化及び資源化に関する事。 4 一般廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関する事。 5 産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関する事。 6 一般廃棄物の処理の委託に関する事。 7 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事。 8 一般廃棄物の分別排出指導に関する事。 9 廃棄物の適正処理に関する事。 10 街を美しくする運動に関する事。 11 ポイ捨ての禁止等の環境の美化に関する事。 12 屋外の公共の場所における喫煙の制限に関する事。 13 廃棄物、地域清掃に関する相談に関する事。 14 廃棄物処理施設専門委員会に関する事。
環 境 整 備 課	1 一般廃棄物処理施設の管理及び周辺環境整備の総括に関する事。 2 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備計画に関する事。 3 一般廃棄物処理計画の策定に関する事。 4 ごみ処理の広域化に関する事。 5 三京クリーンランド埋立処分場の工事の設計及び施行管理に関する事。 6 し尿の処理に関する事。 7 し尿処理施設の維持管理に関する事。 8 ごみの処分（東工場及び三京クリーンランド埋立処分場の所管に係るものを除く。）に関する事。 9 ごみ処分施設（東工場及び三京クリーンランド埋立処分場を除く。）の維持管理に関する事。

イ 出先機関

所属名	内 容
中 央 環 境 セ ン タ ー	1 市域の中央部、西部及び北西部におけるごみ（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬に関する事。
東 部 環 境 セ ン タ ー	1 市域の東部におけるごみ（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬に関する事。
東 工 場	1 ごみの処分にに関する事。 2 施設の維持管理に関する事。
三 京 ク リ ー ン ラ ン ド 埋 立 処 分 場	1 ごみの処分にに関する事。 2 三京リサイクルプラザに関する事。 3 施設の維持管理に関する事。

2 リチウムイオン充電電池拠点回収のモデル事業実施について

(1) 概要

近年、全国の市町村において、廃棄物処理施設や収集運搬車両等でのリチウムイオン充電電池及びリチウムイオン充電電池を使用した製品に起因する火災事故等が発生し深刻な課題となっている。環境省からは、令和7年4月15日付「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」通知があり、リチウムイオン充電電池等を自治体の標準的な分別収集区分の一つとして位置づけられた。

長崎市での排出方法として、リチウムイオン充電電池単体は一般社団法人 JBRC の回収協力店や販売店、製造メーカーに回収依頼を行ってもらっており、充電電池が取り外せない使用製品は、地域センター等に設置している小型家電回収ボックスでの拠点回収を行っているところであるが、令和8年度からプラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収を予定しており、プラスチックと充電電池等を混入して排出されると発火事故につながる懸念があるため、充電電池単体も拠点回収の対象とするよう、一部地域センターで拠点回収のモデル事業実施を開始する。

※一般社団法人 JBRC：小型充電式電池メーカーや使用機器メーカーなどを会員とし、会員の小型充電式電池のリサイクルを共同で行う団体

(2) 開始日 令和7年7月1日（火）

(3) 回収

ア 回収品目 充電電池単体（リチウムイオン充電電池、ニッケル水素充電電池、ニッケルカドミウム充電電池、鉛蓄電池）、モバイルバッテリー



イ 回収場所（モデル事業実施箇所）

市役所本庁舎（資源循環課）、西浦上地域センター、小桝地域センター
東長崎地域センター、三和地域センター及び琴海地域センター

※令和8年3月末までには、すべての小型家電の拠点回収場所での実施予定

ウ 回収日時

月～金曜日（年末年始、祝日を除く。） 8：45～17：30



拠点回収用金属ペール缶

【参考】 充電電池を取り外した本体及び充電電池を本体から取り外しができない製品は、小型家電として回収
 (小型家電回収ボックスに入らないものは粗大ごみとして回収)



小型家電回収ボックス

(4) 処理

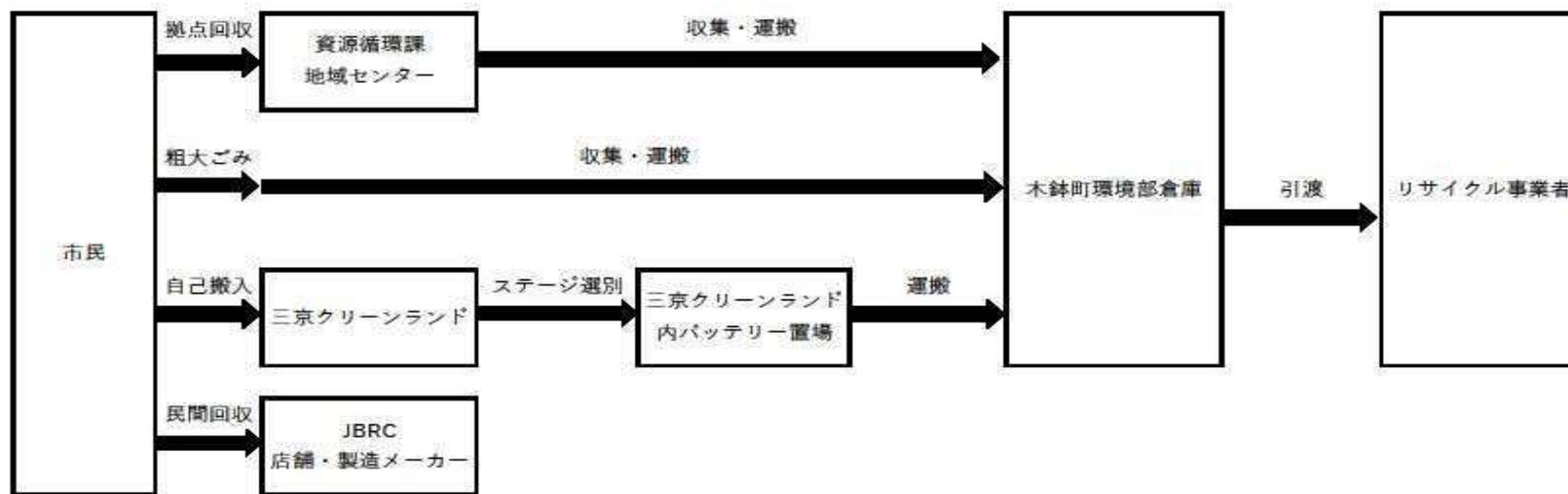
回収したリチウムイオン充電電池及びリチウムイオン充電電池使用製品等は、拠点回収で回収した他の小型家電と合わせて小型家電リサイクル認定事業者に引渡し、事業者が処理を行い、レアメタルを回収するなど、再資源化する。

その他の充電電池は、一般社団法人 JBRC へ引渡し、再資源化する。

(5) 周知啓発

ホームページ、公式 LINE、ラジオ「長崎市政だより」、小型家電回収ボックスに掲示など

【参考】 充電電池等収集フロー



3 三方山処分場の水質検査に係る環境基準値超過について

(1) 概要

三方山処分場の水質検査においては、昭和 62 年 4 月から関係課による合同調査を実施しており、平成 9 年 7 月には、三方山直近の河川から採取した水から環境基準を超える総水銀が検出されたことから、平成 10 年 5 月からは処分場内及び周辺のボーリング孔の必要な箇所地下水の水質検査を年 4 回実施している。

そのような中、令和 7 年 2 月 13 日に実施した令和 6 年度第 4 回水質検査において、ボーリング揚水 No. 4 の総水銀値が環境基準を超過し、また、同年 5 月 12 日に実施した令和 7 年度第 1 回水質検査において、パイロットプラント原水（水銀除去装置による処理前の地下水）の総水銀値が速報値で環境基準値を超過していることが同月 19 日に判明した。

なお、総水銀以外の検査項目については、異常はない。

(2) これまでの対応

ア ボーリング揚水 No. 4

令和 7 年 3 月 17 日及び 4 月 18 日に、臨時の水質検査を実施し、いずれも環境基準値内であることを確認した。

イ パイロットプラント

学識経験者等で構成する三方山水源環境保全委員会（以下「三方山委員会」という。）が定めた「パイロットプラント（PP）停止へ向けたフロー」に基づき、令和 6 年 10 月 14 日からパイロットプラント（水銀除去装置）の稼働を休止していたが、同委員会から事業者へパイロットプラントを再稼働するよう令和 7 年 5 月 20 日に指示し、同月 23 日から再稼働した。

なお、神浦ダムに係る水質については、神浦ダムに流入する河川と神浦ダムの水については、これまでも水銀の検査を毎月実施し、環境基準値（0.0005 mg/L 以下）内であることを確認していたところであるが、令和 7 年 3 月 12 日以降は神浦ダムの水を浄水している手熊浄水場の浄水前の水（原水）の検査を追加して毎週実施し、その結果は、基準値をすべて満たしており、水道原水として問題ないことを確認するとともに、市のホームページで公開している。

(3) 今後の対応

定期的な検査を継続して実施するとともに、三方山委員会における科学的根拠に基づく審議結果を踏まえながら、今後とも必要な対応を図っていく。

(参考1) 総水銀測定の結果

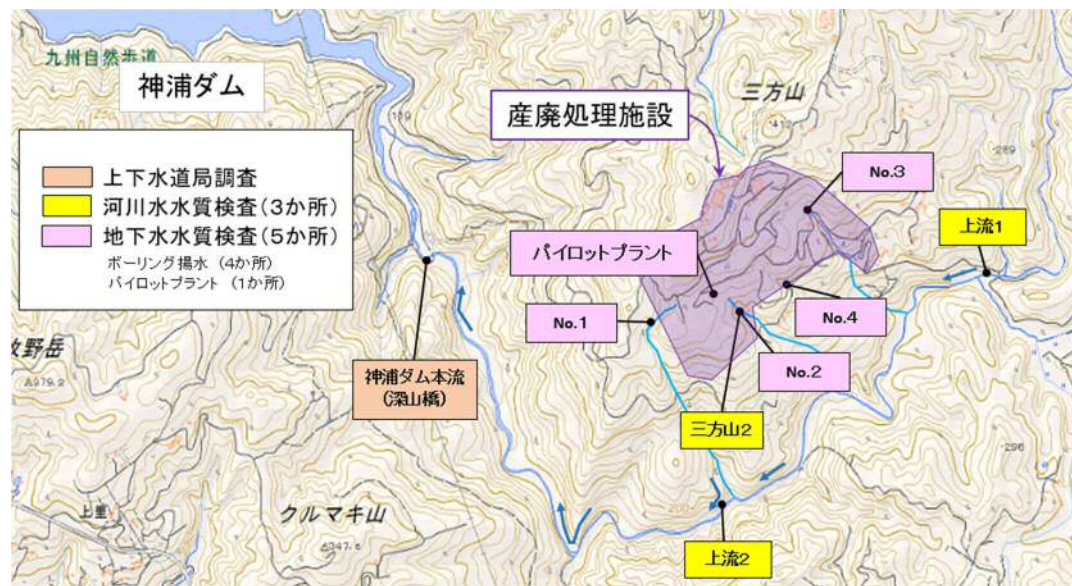
(総水銀測定値単位：mg/L)

	パイロットプラント原水	ボーリング No. 4	ボーリング No. 1	ボーリング No. 2	ボーリング No. 3
令和7年2月13日	0.0005 未満	0.0010	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
令和7年3月17日	—	0.0005 未満	—	—	—
令和7年4月18日	—	0.0005 未満	—	—	—
令和7年5月12日	0.0012	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
参考	環境基準値：0.0005mg/L ※1 WHO飲料水質ガイドライン：0.001mg/L ※2				

※1 環境基準値とは、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするもの。

※2 各国が飲料水の安全基準を策定する際の基礎資料として世界保健機関（WHO）が勧告した飲料水の目標水質のこと。

(参考2) 三方山環境調査地点位置図



※パイロットプラント写真



※パイロットプラントの概要

地中から地下水に溶出する水銀量を低減させるため、三方山処分場の地下水を強制的に汲み上げ、水銀の浄化処理を行った後、環境基準に適合させた上で、表流水として放流する水銀除去装置。

(参考3) 主な経緯

昭和 62 年 4 月	関係課による合同調査を実施
平成 9 年 7 月	三方山直近の河川から採取した水から環境基準を超える 0.0006 mg/L の総水銀を検出 (H9.7.3 採水日)
平成 10 年 5 月	処分場内及び周辺のボーリング孔で地下水の水質検査を開始
平成 12 年 4 月	パイロットプラントの本格稼働
平成 20 年 5 月	三方山水源環境保全委員会(三方山委員会)を設置
令和 3 年 2 月 18 日	三方山委員会において、「パイロットプラント (PP) 停止へ向けたフロー」の策定
令和 5 年 2 月 3 日	パイロットプラント原水測定値 0.0005 mg/L 以降、パイロットプラント原水測定値は 0.0005 mg/L 以下
令和 6 年 10 月 14 日	「パイロットプラント (PP) 停止へ向けたフロー」に基づき、パイロットプラントの稼働休止
令和 7 年 2 月 13 日	ボーリング揚水 No. 4 から環境基準値を超える総水銀が検出 0.0010 mg/L (R7.2.13 採水日)
令和 7 年 5 月 12 日	パイロットプラント原水から環境基準値を超える総水銀が検出 0.0012 mg/L (R7.5.12 採水日) ※5 月 19 日速報値で判明
令和 7 年 5 月 23 日	「パイロットプラント (PP) 停止へ向けたフロー」に基づき、パイロットプラントの再稼働

※ 三方山処分場の概要

三方山処分場は、長崎市北部の神浦ダム(水道水源)上流に位置する三方山の山頂付近に事業者が設置した産業廃棄物処分場であり、主に長崎市の下水汚泥を処理しており、昭和 50 年から平成 9 年まで埋立処理を行い、昭和 62 年からは堆肥化(コンポスト化)処理のみ行っている。

(参考4) パイロットプラント (PP) 停止へ向けたフロー

原水の水質検査

既存の頻度で継続

(休止時以降は検査の都度ポンプ稼働)

長崎市 (年4回)

事業者 (毎月又は年8回)

※当該処分場が廃棄物処理法に基づく廃止確認を得た場合は、右記のフローを廃止する。

